



# 島根県報

平成30年7月24日（火）

号外 第104号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ” ） 5

# 告 示

## 島根県告示第527号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	261号	江津市松川町長良546番9地先から同番8地先まで	前	メートル 17.70～ 24.00	39.00	浜田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	24.00～ 54.10		
県道	玉湯吾妻山線	雲南市大東町川井1456番地先から同1476番1地先まで	前	10.04～ 37.79	260.97	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	13.85～ 52.51		
〃	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木1844番9地先から同1842番10地先まで	前	12.15～ 33.30	49.50	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	18.50～ 41.55		
〃	桜江金城線	江津市桜江町市山562番2地先から同739番8地先まで	前 A	5.80～ 60.70	706.80	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイの設置
			後 A	5.80～ 60.70		
			B	9.80～ 60.70	490.00	
〃	皆井田江津線	江津市桜江町市山562番2地先から同739番8地先まで	前 A	5.80～ 60.70	706.80	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事
			後 A	5.80～ 60.70		

			後	B	9.80～ 60.70	490.00		ダブルウェイの設置
”	柿木津和野 停車場線	鹿足郡津和野町中座イ 1258番地先から同町森 村イ535番1地先まで	前	A	5.80～ 11.00	1,487.10	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 Bの延伸
		B		10.10～ 77.00	2,136.96			
		鹿足郡津和野町中座イ 1899番1地先から同町 鷲原イ263番1地先まで	後	A	5.80～ 11.00	1,487.10		
		鹿足郡津和野町中座イ 1258番地先から同町森 村イ535番1地先まで		B	4.60～ 85.00	6,749.96		
		鹿足郡津和野町中座イ 1262番3地先から同町 森村ハ24番11地先まで						

## 島根県告示第528号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	海士島線	隠岐郡海士町大字福井163番3地先から同町大字海士60番1地先まで	前	メートル 10.65～ 14.55	メートル 97.30	道路改良工事 拡幅及び減幅	
			後	10.80～ 18.50	97.30		
〃	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀578番9地先から同719番4地先まで	前	3.00～ 20.62	205.87	道路改良工事 拡幅	
			後	8.95～ 20.62	201.04		
〃	〃	隠岐郡西ノ島町大字宇賀719番4地先から同775番1地先まで	前 A	3.63～ 5.20	57.62	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	3.63～ 5.20		57.62
				B	10.15～ 11.39		65.24

## 島根県告示第529号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	柿木津和野停車場線	鹿足郡津和野町中座イ1899番1地先から同町鷺原イ263番1地先まで	メートル 2,136.96	平成30年 8月4日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	

## 島根県告示第530号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本波多線	邑智郡美郷町乙原632番地先から同地先まで	メートル 9.70	平成30年 7月24日	県央県土整備事務所	
〃	海士島線	隠岐郡海士町大字福井163番3地先から同町大字海士60番1地先まで	97.30	平成30年 7月24日	隠岐支庁県土整備局	